入　札　公　告

上峰町公告第 137 号

下記のとおり、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令第 167 条の 6 及び上峰町財務規則第 133 条の規定に基づき公告する。

令和 8 年 11 月 24 日

上峰町長　武廣　勇平

1　件名等

(1)　件　　名　上峰町営西峰団地、切通北団地消防避難器具取替修繕
(2)　業務内容　別紙仕様書のとおり
(3)　履行場所　上峰町大字坊所、堤地内
(4)　履行期間　契約締結日から令和 9 年 3 月 10 日まで

2　入札参加資格に関する事項

入札に参加するものは次の資格要件を満たすものとする。

(1)　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
(2)　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
(3)　民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全請求が常態となったと認められる者でないこと。
(4)　入札参加申請時点で、国又は地方公共団体等の指名停止期間中でないこと。
(5)　上峰町暴力団排除条例（平成 24 年条例第 6 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団等でないこと。
(6)　入札参加申請時において、納期限の到来した町税等を完納している者であること。
(7)　佐賀県内に本店、支店又は営業所を有すること。
(8)　消防設備士の資格を有する者を配置できること。

３　入札参加申請に関する事項

仕様書及び入札参加申請書様式については、公告の日から令和８年 12 月４日（金）まで、上峰町のホームページに掲載する。入札参加申請者は、次の申請書及び提出資料をＡ４版で作成し、各一部提出すること。

(1)　入札参加資格申請書（様式１）
(2)　委任状（様式２）※該当する場合のみ
(3)　使用印鑑届（様式３）
(4)　誓約書（様式４）
(5)　納税を証する書類（写し可）
(6)　印鑑登録証明書（写し可）
(7)　資格等を証する書類の写し

※ただし、上峰町へ指名願を提出されている方は、(2)～(6)については提出不要。

４　入札参加申請書等の受付期間及び場所

(1)　受付期間

公告日の翌日から令和８年 12 月４日（金）までの午前９時から午後５時まで。
（ただし、土・日曜日、祝祭日を除く。）

(2)　受付場所

佐賀県三養基郡上峰町大字坊所 383 番地１　上峰町役場１階建設課

(3)　提出方法持参又は郵送（郵送は令和８年 12 月４日（金）必着）

(4)　入札参加資格の確認について

提出資料により入札参加資格を確認し、令和８年 12 月９日（水）までにＦＡＸにて通知する。

５　入札保証金

(1)　入札日前日までに入札金額の 100 分の５以上の入札保証金を納付すること。
(2)　入札保証金の納付に代えて、上峰町財務規則第 136 条第１項各号の規定に基づく担保を供することによって保証金の納付に代えることができる。
(3)　入札保証金は、入札終了後又は入札の中止若しくは取消しの場合は還付する。

※ただし、上峰町財務規則第 135 条第２項各号に該当する場合は免除とする。

6　入札の日時及び場所

(1)　入札日時　令和 8 年 12 月 17 日（木）午前 9 時 00 分

(2)　入札場所　佐賀県三養基郡上峰町大字坊所 383 番地 1

上峰町役場別館 2 階　204.205 会議室

7　無効となる入札に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1)　入札参加資格のない者が入札したもの

(2)　入札者又は処理人が同一事項について 2 通以上入札したもの

(3)　入札者が協定して入札し、その入札に際し不正の行為があったと認められるもの

(4)　入札保証金が納付されていないもの又はその額が所定の額に達していないもの

(5)　入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印のないもの又は主要事項の記載が明確でないもの

(6)　その他入札に関する条件に違反したもの

8　入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。この場合において、入札参加者は異議を申し立てることができない。

(1)　入札者が談合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、一般競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

(2)　天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、一般競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

(3)　調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

9　落札者の決定方法

(1)　落札者の決定

上峰町財務規則第 137 条の規定に基づき作成された入札書比較価格以下の価格で入札をした者のうち最低の価格を提示した者を落札候補者とする。

(2)　同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者を決定するものとする。

10　1 者入札の取扱い

入札者が 1 者であった場合においてもその入札は有効とする。

11　質問及び回答

(1)　質問について

（ア）　質問方法　質問票【別紙 1】により作成しメールにて提出すること。

（イ）　質問先　　上峰町建設課管理係

（ウ）　質問期限　令和 8 年 11 月 30 日（月）午後 5 時 00 分まで

kensetsu@town.kamimine.lg.jp

(2)　回答について

（ア）　回答方法　上峰町公式ホームページに掲載する。

（イ）　回答日　　令和 8 年 12 月 2 日（水）

12　その他

(1)　業務費内訳書の提出

入札の際、業務費内訳書は入札額と業務費内訳書の合計金額は同額とすることに加え、西峰団地及び切通北団地のそれぞれにかかる業務費を明確にすること。

(2)　その他

この公告に定めるもののほか、入札参加資格、入札及び落札者の決定方法等については、上峰町財務規則の規定による。

【問い合わせ先】
〒849－0123
佐賀県三養基郡上峰町大字坊所 383 番地 1
上峰町役場建設課管理係
TEL：0952－52－7414
FAX：0952－52－4935